

## 福島県児童相談所一時保護所第三者評価結果公表事項

## 1 児童相談所の情報

児童相談所名	福島県県中児童相談所		
児童相談所長名	坂詰 健一		
所在地	福島県郡山市麓山一丁目1番1号 (本所と別設置の場合の一時保護所所在地 福島県郡山市大槻町字西ノ宮西6番地の2)		
電話	024-935-0611		
定員	12名		
施設の概要	平成18年に発生した児童死亡事例により児童虐待への対応強化を行うため、平成19年4月に県中児童相談所を設置、翌年8月に一時保護所が整備・開設され、県中、県南地域を管轄している。一時保護所は、旧郡山光風学園の2階部分を整備して設置されており、本所とは別設置となっている。		
設立年月日	平成20年8月31日		
職員数	常勤職員 名	非常勤職員 名	
職種別人数 ※( )内は一時保護所に所属する人 数	職名	人数( )	職名
	所長	1名	一時保護課長
	主幹兼次長	1名	児童指導員
	相談判定課長	1名	保育技師
	児童福祉司	21名	看護技師
	相談調査員(警察職1名を含む)	3名	専門員
	心理判定員	7名	保育士(会計年度任用職員)
	保健技師	1名	学習指導協力員
	専門員	1名	児童指導補助員
	里親コーディネーター	1名	宿日直嘱託員
	家庭相談員	1名	一時保護所心理嘱託員
			放射線量検査員
一時保護所設備 の概要	居室等名	室数	設備等名
	児童居室	4室	浴室
	食堂	1室	洗濯室
	学習室	1室	トイレ(男子)
	遊戯治療室(保育室)	1室	トイレ(女子)(幼児含む)
	面会室	1室	トイレ(職員)
	面接室	1室	洗面所
	指導員室	2室	倉庫
	職員室	1室	
	宿日直員室	1室	

## 2 理念・基本方針

### 1.理念

「安全で安心できる一時保護所」「いつでも明るく暖かい保護所」「個人が尊重される一時保護所」「子どもをよく観て、ともに考える一時保護所」

### 2.基本方針(運営要領「基本的な考え方」より)

#### ア 安全と安心・健康の確保

子どもが心身ともに健康な状態であることが、援助の最低条件である。このため、日常生活における死角を防止するなど、一時保護中の事故防止には細心の注意を払い、保健・衛生・栄養の各方面に常に配慮する。

#### イ 情緒の安定化

一時保護される子どもは、それまでの生活環境から切り離されること、一時保護所は入所・退所が頻繁であり、集団の構成が刻々と変化することなどから。精神的に不安定な状態に置かれるのが常であるため、その子どもの心情を理解し、不安を取り除くように暖かい援助を心がけなければならない。

#### ウ 基本的生活習慣の習得

基本的生活習慣は、社会生活に適応するために不可欠な条件である。家庭環境の問題等から身についていない子どもがしばしば見受けられることから、退所後の生活が円滑であるためにも、できるかぎり基本的生活習慣が習得できるように支援し、規則正しい集団生活を通して社会性や自律心を養うよう配慮する。

#### エ 信頼の回復

一時保護される子どもの中には、周りの人間から愛情をかけられずにきたために、人間、特に大人に対して極度の不信感を持っている子どもも多い。心を傷つけられてきた子どもの生活歴を十分に理解し、信頼を回復できるような人間的な援助を心がけなければならない。

#### オ 意欲の向上

子どもの問題行動の背景には、生活・学習等のつまづきからくる疎外感や自信のなさがある場合が多い。つまづきの原点に立ち戻って、その原因を解明するとともに、子どもの長所を引き出して、自信を回復させるよう援助する。

#### カ アセスメントと行動観察

一時保護の機能であるアセスメントは、一時保護された子どもの適切な援助方針を定めるためのものであり、一時保護による行動観察を含む関係部門の診断により総合的に行われる。そのため、生活全般について的確な行動観察が求められる。

## 3 児童相談所の特徴的な取組

### (一時保護所について)

・本所に併設していないため、専任の一時保護課長が置かれており(県内他児相は次長が兼務)、所長以下本所職員もできる限り一時保護所に足を運び、情報提供に努めている。特に心理判定員、児童福祉司と保護所職員の情報共有は密に行なうよう努めている。

・郡山光風学園の一部に設置されているため、隣接の聴覚支援学校との連絡会議等により関係調整を行っている。

・中庭やグラウンドがなく閉塞感による子どもの情緒安定を図るために、週1度の戸外活動、社会科見学、行事等の工夫をしている。

## 4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年10月7日(契約日)～令和5年3月28日
受審回数(前回の受審時期)	1回(令和元年度)

## 5 第三者評価機関名

NPO法人福島県福祉サービス振興会

## 6 研修修了番号

評価調査者研修修了番号	2404・SK2021048 0205 2802・SK2021049
児童相談所の業務に関する研修修了番号	1号 3号 4号

## 7 総評

### 【特に優れている点】

#### 1. 改善に向けた取り組みについて

観察会議の開催、子どもへの下着の貸与から給付への変更、幼児用の入所のしおりの作成やLPGTQへの対応等の申し合せなど、前回の第三者評価で明らかになった課題を職員会議で協議をしながら対応可能のものから改善に取り組んでいる。

#### 2. 施設や里親との連携について

里親コーディネーターが里親と子どもとの相性を見て丁寧にマッチングを行い、里親を選んでいる。児童福祉司や心理判定員から子どもに説明し不安を和らげるよう取り組んでいる。

また、施設への入所は、移行先の施設のパンフレットを示して説明し、事前に見学して本人の意見を聞いて選択している。さらに、ケースによっては施設職員が子どもの不安を和らげるために、一時保護所を訪問し交流しているなど、子どもの移行に際して施設や里親との連携が図られている。

#### 3. 一時保護所における生活や活動を通じた子どものエンパワメントを高める支援について

子ども担当の心理判定員が面接の中で自尊感情(セルフエスティーム)を高めるよう努めている。また、毎週開催している子ども会議は、子ども自身が自ら運営し、それぞれ役割を果たす中で活動内容を話し合っている。行事なども子どもの意見を取り入れて行っている。お楽しみ会は子供たちの意見を聞いて計画し、活動に意見を取り入れるなど子どもが意見を出せる機会を設けるなど子どもの意欲やエンパワメントを高める取り組みをしている。

### 【改善が求められる点】

#### 1. 外出・通学・通信への制限について

卒業式などに限り外出・通学を認めているが、外出・通学・通信・面会などは安全を前提に一律に制限が設けられている。一律に制限しているため記録も取っていない。制限については心理判定員から入所のしおりを基に再度説明している。

しかし、子どもの安全確保と権利制限については、厚生労働省一時保護所ガイドラインでは、個別処遇や一律処遇の見直しを求めており、児童福祉司・心理判定員・一時保護所職員が十分に検討し、必要のない子どもの権利まで制限していないか、一律処遇になってないか常に振り返る機会を設け、子ども一人ひとりの特性に着目し子どもの成長発達を阻害しないよう対応していくことが望まれる。また、制限の根拠や理由、期間についても記録に残しておくことが望まれる。

#### 2. 重大事件に係る触法少年に対する対応について

重大事件に係る触法少年に対する対応は、本庁と協議のうえ行われることになっているが事例がない。また、一時保護所が郡山光風学園の2階に開所する時に、隣接の聴覚支援学校と取り交わした覚書で学校の強い要望により「粗暴な子どもは入所させない」との申し入れがあり、重大事件に係る触法少年の一時保護ができなかつたが、今後、児童相談所の移転が予定されているため、これら触法少年の一時保護所対応マニュアル作成するなど受入れ体制の整備が望まれる。

#### 3. 災害発生時の対応について

緊急時対応マニュアルが作成され、緊急連絡や指示フロー、対応を明示して職員に周知している。年2回消防署立会いの総合避難訓練や事業所独自で毎月1回、避難訓練を行っている。また、入所中の子どもに対しては、定期的に避難経路図を見せて避難方法の説明を行う机上訓練を実施している。

しかし、災害発生時の対応や訓練等を規定する消防計画は県本庁で作成し直接消防署へ提出しており、一時保護所には備えられておらず内容も把握されていない。消防法施行令では、「避難訓練、消防設備の点検等防火管理上必要な業務は消防計画書に基づき行わなければならない。」とあるため、現在実施している避難訓練はじめ防火管理の内容は消防計画書に合致しているか確認のうえ、消防計画書を一時保護所で備えるとともに内容を職員に周知させることが望まれる。

#### 4. 子どもの教育を得ける機会の保障について

入所時、学習が継続出来るように保護所内で教室授業を開催し、学校の出席にカウントされている。しかし卒業式に参加した子どもはいるが、在籍校には登校できない、また修学旅行に一緒にに行けない状況である。特に入所が長期化した場合「義務教育」への責任として、在籍校との連携や保護所内の授業の質の確保など教育を受ける権利を保障するための工夫や取り組みが望まれる。

## 8 第三者評価結果に対する児童相談所のコメント

今回の第三者評価では「特に優れている点」として、「改善に向けた取組み」(観察会議の開催、子どもへの下着類の貸与から給付への変更、幼児用の入所のしおりの作成やLGBTQへの対応等の申し合わせなど)、「施設へ里親との連携」「一時保護所における生活面のケア」「子どものエンパワメントにつながる養育・支援」の4点をお示しいただきました。これは、前回の第三者評価で改善が求められた点について職員間で共有・検討を行い、改善を行ってきた成果であると考えます。

今回の第三者評価におきましても、4点の「改善が求められる点」が示されました。前回と同様、職員間でこれらを共有した上で、改善へ向けての検討、運営要領の見直し等を行い、次回の第三者評価でよりよい結果をいただけるよう努力します。

また、今回の第三者評価では自己評価を含む「定期的な評価の受審」が非常に重要であることを再認識しました。常に自己分析を行いながら、今後も子どもの立場に立った運営を行っていきたいと思います。

別表

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

【No.1】子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

第三者評価結果	c
---------	---

【コメント】

「一時保護所のしおり」を前回評価後見直しをしている。それを利用し入所の動機づけや入所時の権利についても説明し、万が一職員からの虐待についても他の職員に相談できることを伝えている。また児童福祉司・心理判定医院からも一時保護について丁寧に説明している。

しかし、国の一時保護ガイドラインでは、個別的な対応が求められているが、一時保護所のしおりにはそれらの考えが十分反映されていないので、見直しが望まれる。また、参加する権利(意見表明権)や育つ権利(教育を受ける権利)、守られる権利など「子どもの権利ノート」(福島県作成)などの活用が望まれる。さらに、第三者委員等外部へ相談できる窓口の設置も望まれる。

② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

【No.2】子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

毎週の子ども会議は子ども主体で開催され子どもの意見を聞いている。また、お楽しみ会やスポーツ、余暇活動には子どもに希望を聞きその意見を反映している。心理判定員の面接で出た意見も、一時保護所職員に伝えるなど日ごろから子どもが意見を言える環境づくりを進めている。

なお、苦情解決の体制については意見箱を設置し、専用の用紙も子どもに配っているが、苦情受付窓口・苦情解決責任者・第三者委員の明示がないので入所のしおりに入れる等、苦情解決制度の体制を明示することが望まれる。

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関する説明・合意

【No.3】保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

保護開始時に児童福祉司・心理判定員から「入所のしおり」(子ども用・幼児用)で丁寧に説明し、納得を得ている。動機づけが不十分な時は児童相談所(本所)の心理判定員から再度説明し、納得を得るようにすることで精神的不安や緊張を取り除いている。

なお、一時保護の入所期間等の見通しは、期待を持たせることになるため、方向性が決まるまで伝えられないが、子どもが見通しをもって生活できるようおおよその入所期間を事前に説明しておくことが望まれる。

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

保護開始時に児童福祉司・心理判定員から動機付けを行い、一時保護所職員から「入所のしおり」(子ども用・幼児用)で丁寧に説明し、納得を得ている。動機づけが不十分な時は本所心理判定員に依頼して再度説明してもらい、精神的不安や緊張を取り除く取り組みをしている。家族との調整については児童福祉司が状況を判断して伝えるようにしている。

なお、入所期間については、方向性が決まるまで伝えていないが、不安解消のためにも現状や見通しを伝えることが望まれる。

③ 保護解除に関する説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

保護介助の時期や退所先の決定は児童の特性を踏まえるとともに子どもの気持ちや保護者の意見を把握し本所が行い、その説明も児童福祉司・心理判定員が行っている。

解除後の生活に不安が見られる場合は、職員が寄り添い気持ちを聞くなど対応している。移行先についても十分な情報提供を行い、施設見学や入所予定の施設職員の訪問、里親との交流、外出、お泊り体験などを行い子どもの不安の解消に努めている。

[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

子どもが保護解除後にもSOS出せるよう、心理判定員がSST(生活訓練やソーシャルスキルトレーニング)を行い子どもが声を出せるよう訓練している。また、解除後も担当児童福祉司などが相談に応じる旨説明している。

なお、相談や支援についての連絡先を示したものは準備されておらず、解除後に備え相談連絡先カードの作成が望まれる。また、相談機関や児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習なども行ってないので、電話発信訓練などをすることが望まれる。

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

第三者評価結果	c
---------	---

【コメント】

卒業式などに限り外出・通学を認めているが、外出・通学・通信・面会などは安全を前提に一律に制限が設けられている。一律に制限しているため記録も取っていない。制限については心理判定員から入所のしおりを基に再度説明している。

なお、子どもの安全確保と権利制限については理由や制限が適切か否か、また必要か児童福祉司・心理判定員・保護所職員が十分に検討し、必要のない子どもの権利まで制限していないか常に振り返り見直す等、個別に判断し子どもの成長発達を阻害しないよう考慮していくことが望まれる。また、制限の根拠や理由、期間についても記録に残しておくことが望まれる。

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

県の被措置児童虐待対応マニュアルを職員に周知し、虐待防止に取り組んでいる。また、職員の意識は高く、職員自身のストレスチェックや職員同士の申し送り、会議、ヒヤリハット検討会等でお互いの行動・言動のチェックを行っている。子どもにも嫌なことは投書箱に訴えることや他の職員に訴えることを伝えている。新人職員の研修でも伝える他、課内で「セルフチェック表」の読み合わせを行うなど支援の振り返りを行い虐待防止に努めている。

なお、これまで事例がないことから対応が明確に示されていないので、「入所のしおり」やフローチャートで示すなど分かりやすい内容で子どもに周知しておくことが望まれる。

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

狭い空間、男女混合、年齢混在、また経済的格差や家庭養育の違った子どもたちが共同生活することから共同生活についての約束やルールを入所のしおりで説明している。

なお、発達障がいやコミュニケーション障がい、LGBTQの状態にある子ども同士の相互理解やトラブル発生時の対応について職員が統一した対応ができるようマニュアル等を整備することが望まれる。また、職員の対応能力を高めるため研修や事例研究などの実施が望まれる。

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

事前アンケートや受理会議等で配慮を要する子どもへの処遇の在り方を検討することとしている。

しかし、これまで配慮を要する子どもの入所の経験がなく、今後、宗教だけでなくLGBTQや少数民族・人種などに対するチェックリスト等は一部作成されているが十分でないので、事前情報を漏れなくアセスメントできるようチェックリストの内容を充実させることが望まれる。

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

性的アイデンティティを抱えた子どもには事前情報や「こころと身体のアンケート」を実施し、個別的な対応を行っている。過去に戸籍上は男の子、心は女の子の入所があり、入所児童の理解を得ることは難しかったが、女の子として個別に対応した。

なお、建物が構造的に狭く、プライバシーに配慮したケアは困難であるが移転後は個室があり対応が可能となるので適切な対応に期待したい。また、すべての子どもがカミングアウトしているとは限らないので衣服も含め多様性を尊重した配慮が望まれる。

## 2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持つて養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

過酷な経験を経てきた子どもたちにとって、守られているという安心感、大人たちへの信頼感の醸成を大切にし子ども一人一人に寄り添い、例えば馴染みのぬいぐるみや毛布の持ち込みも認めている。子どもへの聞き取りは本所の心理判定員が共感的態度で傾聴し、心情を理解し安心感の醸成に努め、保護の内容も説明している。

なお、集団生活の安定や子ども間の公平性を目的に私物持込制限や通信交流制限などを一律に禁止しているので、家庭的な生活を尊重し子どもの個別制に配慮した対応が望まれる。また、プライバシーへの配慮はしているが、建物の構造上十分な取り組みはできておらず、更なる工夫が望まれる。

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	a

【コメント】

子ども担当の心理判定員が面接の中で自尊感情(セルフエスティーム)を高めるよう努めている。また、毎週開催している子ども会議は、子ども自身が自ら運営し、それぞれ役割を果たす中で活動内容を話し合っている。行事なども子どもの意見を取り入れて行っている。お楽しみ会は子どもたちの意見を聞いて計画するなど、子どもが自由に意見を述べる機会を設ける等子どものエンパワメントを高める取り組みをしている。

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

子どもからの聞き取り等は本所の児童福祉司・心理判定員が行っている。生活場面で子どもから話があったときは誘導的な対応はせず、聞き取った内容を担当の児童福祉司・心理判定員に伝え共有している。

なお、一時保護所の職員は子どもから聞き取りをする技法(リフカ一面接技法)等を学ぶ機会はなく、24時間一緒に生活する職員だからこそ聞き取れる能力を身につけることは必要であり習得することが望まれる。

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

一時保護所は設置基準を満たしているが、緊急時には12名の定員をオーバーして16人受け入れたことがある。また、入所する子どもの状況から個室対応せざるをえない時は、他の居室の児童数の定員を上回ってしまう時もあり、居室環境を快適に保てない状況もある。現在の居室は3人部屋となっており仕切りもなく着替時はプライバシーの確保ができない状況にある。

なお、現在2月に新築移転を予定しており、新しい施設は定員16名で静養室もあり、居室は2人部屋でカーテンで仕切られるためプライバシーに配慮した環境となっている。今後は恵まれた環境を活かし、開放性やプライバシーの確保に留意した運営に期待したい。

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

子どもの日課は生活日課表で示され、就寝時間が小学3年生までと小学4年生以上で別になっている他、一律に決められている。自由時間もありその時間は子どもが自由に過ごしている。また、LGBTQやタトゥーなど配慮を要する時は部屋を調整し、個室で対応している。

なお、私服は管理面から認められず、髪も染めている時は入所時に説明して納得を得て黒に染め直している。新施設移行に当たり私服を認めるか検討しているが、集団生活上問題がない範囲で子どもに任せる配慮が望まれる。また、生活日課は個別性を配慮すると説明や管理が難しいと考え、一律に決められており、子どもの個別性への配慮は十分でないので子どもの希望や個別性に配慮した日課が望まれる。

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

閉鎖した県立施設の一部を間借りしており、ベランダや食堂、学習室などは外の景色も眺められる窓があり、廊下や食堂の壁面には子どもと一緒に製作した作品を飾り季節感が感じられ閉塞感を和らげる工夫をしている。

しかし、居室は外の景色が見えず、閉塞感・圧迫感がある生活環境となっている。新築移転後の新しい一時保護所では、中庭もあり開放感が感じられ、生活環境が改善されることに期待したい。また、毎日清掃を行い清潔・美化に努めているが、定期的な害虫駆除などは行っておらず、健康面から害虫駆除の実施が望まれる。

## 2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

一時保護所は管理者がいる本所から離れているため毎週1回定期的に来所し、子どもの様子を観察したり記録の確認を行い、情報の共有に努め職員の相談に乗っている。子どもの一時保護は、保護所・相談判定課の課長や担当児童福祉司の他次長、所長が入り決定している。日頃の保護所の管理は課長に任せられている。

なお、一時保護課長は専門職ではなく、SVの研修なども受けていないので、十分なスーパービジョンができる体制をとれるよう研修の受講等が望まれる。

## 3 適切な職員体制

### (1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

一時保護所には、保育士・児童指導員・心理職・看護師・夜間補助員・学習指導協力員等が配置され、法に定める設置基準は満たしている。

なお、心理職・看護師とも直接処遇職員として勤務のローテーションに入っており、専門職としての業務を十分果たす体制にはなっていない。また、近年、発達障がいや情緒障がい等の特別に配慮を必要とする子どもの入所も増えており、専門性を持った職員の複数配置が望まれる。

### (2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

職員の役割は事務分担表で明確になっている。本所と一時保護所が離れているため、児童相談所支援システムで情報共有がなされる他、一時保護所・相談判定課・次長・所長による3パート会議で情報共有がなされている。

なお、子どもからの聴取は本所の心理判定員が行っており、一時保護課の心理士は直接処遇職員として配置されていることから、心理士として専門性を発揮できる環境づくりが望まれる。また、24時間生活を共にする一時保護所の職員も子どもへの理解を深め、より良い処遇に反映できるよう、専門的な面接技法などを習得することが望まれる。

### (3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

児童相談所の個人情報は、県の「個人情報保護条例」に基づき取り扱われている。児童相談所情報管理システムも職員毎にID・パスワードが付与され管理している。

なお、児童相談所としての個人情報取り扱いマニュアルはなく、外部からの出入りがないため書類の保管移管する取り決めもされていない。

なお、「児童相談所情報提供に関する取扱いについて」(4児相申し合わせ事項)が児童相談所の情報管理のマニュアルとなっているが、存在について周知されていないので一時保護所の職員全体で内容を理解し、個人情報を適切に管理することが望まれる。

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>中央児童相談所に研修担当専門職員を配置し、基礎や専門研修を実施している。一時保護所においても毎月の課内会議において児童福祉法や虐待について内部研修をしている。また、「国立武蔵野学院」の専門研修にも職員を派遣し専門知識や技法を学んでいる。新人職員にはベテランのサポート職員が付きOJTを実施し育成している。転入者については前任者からの引継ぎで対応する他、生活援助マニュアルがあり支援方法が共有できている。</p> <p>なお、職員の業務目標の設定や人事管理は本所管理職が行っており、保護課長は関わっていない。職員の育成やOJTを有効に機能させるためには、課長が職員の業務目標を知ることが必要であり、管理職と情報を共有できる取り組みが望まれる。また、交代制勤務で業務に追われる現状においては、研修に気軽に参加できる体制づくりが望まれる。</p>	
[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】	
<p>児童日誌・引継ぎノートを朝・夕の引継ぎの時に読み合わせを行い職員間の情報共有をしている。毎月の職員会議には休みの職員も参加しており情報共有の場として機能している。</p> <p>また、児童相談所支援システムで情報共有が出来ている。さらに、本所の担当心理司の面接記録は児童支援日誌に記録される他、支援システムの中でも確認でき、児童福祉司の記録もシステムの中で一元管理され、一時保護所職員と共有できる環境にある。</p>	

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>入所時の受理会議には一時保護課長が参加しており、児童福祉司・心理判定員から子どもの情報を把握出来ている。緊急時の受理会議の時は電話で連絡があり入所の準備をしている。援助方針会議にも一時保護課長が参加しており、職員に情報が伝えられ、退所の準備が出来ている。</p> <p>なお、一時保護所が本所と離れているため必要時に訪れる心理判定員とは情報共有や連携は出来ているが児童福祉司とは情報共有の機会が少なく、情報共有が不充分となる場合もある。今後、本所に付設する一時保護所に新築移転するため、よりきめ細かな連携が取れることが望まれる。</p>	

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか	
第三者評価結果	a
【コメント】	
<p>一時保護課長が、職員の希望を入れて翌月の勤務表を作成する等、職員は年休や子育て休暇を計画的に取れている。課長は休暇と時間外勤務を把握し、雇用管理が適切に行われている。県のメンタルヘルスチェック制度があり、産業医などの相談機関も決められ、対策が取られている。</p>	

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>子どもの健康管理は月1回小児科医(嘱託医)の往診があり、対応されている。精神科の受診先は3医療機関あり、通院で対応している。また、精神科の受診は、心理司の意見も聞きながら対応している。</p> <p>なお、増加傾向にある特別な配慮を要する子どもへの対応には、本所の心理判定員との連携は取れているが、各専門医療機関との連携によるチームケアの体制はなく、今後検討することが望まれる。</p>	

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	

緊急時マニュアル・無断外出対応マニュアルを作成し対応方法が定められている。本所には警察職員が配置され、警察とも連携が取れるようになっている。生活安全課や児童補導員との連絡会議を持っており、緊急時の申し合わせもしている。

なお、子どもへの警察の面談は配慮が必要であれば事前に警察に伝えているが、警察の事情に合わせ面談に時間を要する時などは保護期間が長くなっている。子どもが拒否をした場合ではなくアドボケイトをする事例はなかったが、今後は、性被害の子どもなど配慮をする児童の聞き取りには、人権への配慮の面から嘱託弁護士の活用や心理判定員の同席を検討することが望まれる。

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	a
【コメント】	

本所に里親コーディネーターがおり、里親と子どもとの相性を見てマッチングを行い、里親を選んでいる。児童福祉司・心理判定員から子どもに説明し不安を和らげるよう取り組んでいる。

また、施設への入所は、移行先の施設のパンフレットを示しながら説明し、事前に見学して本人の意見を聞いて選択している。施設職員が子どもの不安を和らげるため一時保護所を訪問し、交流する場合もある。

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	

関係機関との連携は児童福祉司が中心となって行っており、情報の共有は3パート会議で行われている。一時保護所の運営マニュアルでは定めがなく、関係機関との連携は本所の児童福祉司の業務となっており、一時保護所では行ってない。

今後は、一時保護所として、退所後の継続性を持った支援等や関係機関との連携の在り方を検討し、必要な機関との連携を深める取り組みが望まれる。

### III 一時保護所の運営

#### 1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	

理念・基本方針は国の一時保護所運営要領及びガイドラインを受けて定めてる他、運営要領を策定している。運営要領を職員に配り周知する他、理念を職員室内に掲示している。また、事業計画にも入れ、周知徹底に努めている。

なお、理念や基本方針の実践状況を振り返る機会は持っていないので、職員の行動規範として機能しているかセルフチェックする等、周知状況の確認が望まれる。

#### 2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	

事業計画は各項目毎に現年度の反省を行い、次年度計画に反映している。特に行事については前月の反省をまとめ次年度の行事に活かしている。これらは各担当が原案を作成し、3月の職員会議で話し合って作成している。

なお、事業計画は目標などを数値化しておらず、また子ども会議や意見箱で子どもの意見の把握に努めているが、反映は出来ていない。実施状況を具体的に評価するためにも目標値等を入れることが望まれる。

### 3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 性虐待を受けた子どもは、当日産婦人科受診を行う他、内科的受診は翌日嘱託医を受診し健康チェックを行っている。精神科受診は予約を要するため時間を要することがあるが、心理判定員の判断で早めに行う時もある。警察からの身柄付き緊急保護は、児童福祉司・心理判定員が同席して警察から情報を聞いている。子どもへの保護目的についての説明は児童福祉司・心理判定員から行っている。部屋に閉じ込めるなどの閉鎖的環境での保護は行っていない。	

### 4 一時保護所における保護の内容

#### (1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの生活日課は日課表で決められ、年齢等で違いはあるが概ね同じ生活日課の中で生活習慣が身につくようにしている。パニックなど子どもの状況によっては部屋で過ごすなど弾力的な対応もしている。障がい特性によっては「やることカード」で先を見通して生活できる工夫をしている。入浴は毎日一人ずつ入り毎日着がえている。年齢により布団の片づけや衣服の整理、配膳、下膳、清掃など子ども自身が行えるよう指導している。	

#### (2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 レクリエーションや自由遊びのための部屋はあり、スポーツ遊具・本・ゲーム・テレビ・ビデオなど備えており、内容も予算の範囲内で新しいものを購入している。専用のグラウンドがないため、近隣の市体育館や週2回聴覚支援学校の校庭を借りて運動をしている。また、市の図書館に出かけて好きな本を借りてくるなど工夫した余暇活動が見られる。遊具等は定期的に点検し、安全性を確認している。	

#### (3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 給食は業者に委託しており、本所の管理栄養士が栄養バランスに配慮した献立を作成している。食堂に2週間分の献立表を掲示し、子どもに知らせている。年4回業者と給食会議を行い一時保護所の希望を伝えている。また、入所時にアレルギーの有無を把握し、代替食でトレーを変えて提供している。おやつと一緒に作り楽しく食べるなど食育にも取り組んでいる。 なお、嗜好調査などは行っておらず、食事を楽しめるようメニューに希望を取り入れることが望まれる。また、従来は併設されていた光風学園の栄養士が常時衛生管理も含め全体の管理をしていたが、廃止に伴い日常的な管理は出来ておらず、防虫駆除の確認や日常の衛生管理状況を確認することが望まれる。	

#### (4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 毎日入浴しその都度着替えを行い洗濯して、洗濯を終えた洋服は出来る子どもに収納・管理を任せている。肌着は上下とも入所時に新品を支給し、退所時に持たせている。それ以外の洋服は、職員が一時保護所で購入・ストックしてある中から選択して貸与しており、子どもが希望すれば交換にも応じている。 なお、私服を認めていないが現在新築移転後に備え私服を認めることを検討しており、子どもの個性尊重やTPOに合わせた衣服を選択することを学ぶ観点からも実現が望まれる。	

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか

第三者評価結果

b

【コメント】

子どもの就寝時間は小学3年生以下は夜8時、小学4年生以上は9時と一律に決められている。寝具は定期的にクリーニングをする他、シーツ・パジャマは毎週洗濯している。幼児には、可能な限りの添い寝やぬいぐるみなどで安眠できる環境づくりを行っている。

なお、入所する子どもの年齢層が幅広く、中・高生など個別性に配慮した就寝時間の設定が望まれる。

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

入所時にチェック表を用いて、持病やアレルギーなど把握し、毎日体温測定し、月1回内科・小児科医の診察を受けている。精神科は市内の医師に受診している。アレルギー発作・けいれん発作などに対しては、マニュアルを作成し、救急時は看護師との連携のもと 最終的には救急車対応している。

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか

第三者評価結果

c

【コメント】

入所時、学習が継続出来るように一時保護所内で教室授業を開催し、学校の出席にカウントされている。学力に合わせたドリル学習の他、在籍校から教科書等の送付を受けて学習に活かしている。

しかし、卒業式に参加した子どもはいるが、在籍校には登校できない、また修学旅行は一緒に行けない状況である。特に入所が長期化した場合、「義務教育」への責任として、在籍校との連携や一時保護所内の授業の質の確保など、教育を受ける権利を保障するための工夫や取り組みが望まれる。

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか

第三者評価結果

b

【コメント】

基本的な保育計画を策定しており、子どもの年齢や発達に応じたカリキュラムで保育を行っている。また子どもの情緒・情操に配慮し、優しく丁寧な居心地の工夫をしている。

しかし、仮住まいのため、外での遊戯や運動に制限があるので体力の低下への配慮が必要であり検討が望まれる。

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

第三者評価結果

b

【コメント】

保護者・家族への対応は本所児童指導員・心理判定員が行っている。家族の情報は心理判定員から子どもへ、また子どもの状況は一時保護所職員から児童指導員・心理判定員を通じて保護者へ情報提供している他、必要に応じて一時保護所職員も面会に同席し、児童の様子を保護者へ伝えている。

しかし本所と6kmの距離があり一体性が保たれていないため、子ども本位の支援や情報の迅速な提供などが対応上の課題となっているが、新築移転後はそのハンデが解消されることに期待したい。

## 5 特別なケアの実施

### (1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時のアセスメントで配慮を必要とする子どもに対し、個別的なケアを実施している。また市内産婦人科医・精神科医と協力して性被害にあった子どもへの身体的・精神的ケアを実施している。 しかし警察が関係する場合、捜査が優先されるため一時保護所の職員がフォローアップしている。また、一時保護所内はオープンスペースなため十分なプライバシー確保ができるおらず対応が難しいが、新築移転後は個室があるので適切な個別対応となることに期待したい。	

### (2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 自傷他害の恐れのある子どもは入所アセスメントで把握し、個別的に対応している。また発達障がい等や精神障がいによる逸脱行動が予想される場合は、心理判定員や精神科医と連携し、適切なケアを実施し、予防に努めている。 なお、体格の大きな子どもの関わりやゲーム機器の収奪トラブルなど、日常的暴力も顕在しており、職員による予防的な関わりが望まれる。	

### (3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所入所に納得していない場合や精神的不安定など無断外出の可能性のある子どもについては、心理判定員から何度も動機づけを行って貰っている。また、入所時に子どもの写真撮影を行い身体状況や特徴を記録して、無断外出時の搜索や警察等への連絡に備えている。無断外出した子どもが戻ってきた場合は、温かく迎え心理判定員による面談を実施し、理由等を確認し丁寧に動機づけを行ったうえで、子ども自身が振り返りを行う作文の時間をとり、落ち着いてから集団に戻している。	

### (4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 重大事件に係る触法少年に対する対応は、本庁と協議のうえ行われることになっているが事例がない。また、一時保護所が郡山光風学園の2階に開所する時に、隣接の聴覚特別支援学校を取り交わした覚書で、学校の強い要望により「粗暴な子どもは入所させない」との申し入れがあり、重大事件に係る触法少年の一時保護ができなかつたが、今後、児童相談所の移転が予定されているため、これら触法少年の対応マニュアル作成するなど受け入れ体制の整備が望まれる。	

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 身近な親族が亡くなった場合、心理判定員が子どもと面接して心理的なフォローを行いながら伝えている。また、子どもの気持ちを汲み取りながら意向を確認のうえ、児童福祉司や心理判定員が送迎を行い葬儀等に参加できるようにしている。グリーフケアやモーニングワークは心理判定員が担当している。 なお、一時保護所では子どもから訴えがあった場合に居室等で傾聴し気持ちに寄り添いサポートをしているが、一時保護所の職員が直接、精神的なケアに参加していないため、日常生活のなかで精神的ケアを図ることのできる体制整備が望まれる。	

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	

受理会議の記録やケースワーカーの情報により事前に被虐待児の情報は把握できている。入所時に外傷があれば嘱託医の診察を行い、写真撮影と診断書や記録にしている。医学的助言は、嘱託医による月1回の内科受診や、児童相談所主催の定期相談会での精神科医による受診で受け、その後の精神科医による継続受診に繋げている。心理的ケアは心理判定員が定期的な面会を通して行っている。

なお、一時保護所では自ら話しかけてきた時に傾聴するに留まっているため、研修を行い職員がケアを行える体制整備が望まれる。

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	

子どもの障がいについては、児童福祉司や保護者からの情報や身体障害者手帳・療育手帳等で確認している。子どもの生活を観察して障がい程度の評価を行い、必要な子どもについては対応方針をまとめ、情報共有を図り統一した支援を行っている。また、心理的ケアは心理判定員が担当し、治療が必要な子どもには嘱託医や精神科医への通院治療や服薬治療を行っている。

なお、全ての子どもについて個別支援計画を策定しておらず、心理的な対応はできていないため、個々の障がいに応じた個別支援計画を策定し、適切な支援を行うことが望まれる。

[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	

被虐待児、体調不良や外傷の子どもは入所当日に嘱託医の健康診察を受けている。それ以外の子どもは月1回の嘱託医の定期健診を受けている。また、健康に関する児童福祉司からの情報をケース記録に記載して共有を図っている。さらに、服薬は保護者からの与薬依頼書により支援を行い、与薬マニュアルに従い、与薬確認表により準備時と提供時の職員によるダブルチェックを行い、飲み忘れや誤薬の防止に努めている。

なお、服薬保管専用の鍵付き棚が設置されていないため、適切な服薬管理が図られるハード面の整備やそれまでの安全管理のための工夫の検討が望まれる。

## 6 安全対策

### (1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	

無断外出の対応は、無断外出対応マニュアルに示している。無断外出があった場合は、本所の職員とともに子どもの捜索に当たり、警察署や駅等に連絡して発見・保護を依頼している。廊下にモニターを設置し、夜間は職員室で子どもの動向を確認できるようにし、宿日直嘱託員が玄関口の部屋に常駐して、無断外出の防止に努めている。

なお、無断外出対応の経験者が少なく、研修も実施していないため、現実に対応できるよう訓練や研修の実施が望まれる。

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	c
【コメント】	
<p>消防署立ち会いのもとで総合避難訓練を年1回、実施している。また、「地震から火災」又は「火災」の避難訓練を毎月1回実施している。緊急時対応マニュアルを作成し、緊急連絡や指示フローを明示し職員に周知している。子どもに対しては、定期的に避難経路を見せて避難方法の説明を行う机上訓練を実施している。</p> <p>なお、消防計画は本庁で作成し消防署へ提出しているが、一時保護所に備えられておらず内容も把握されていないため、実施している防災対策が消防計画に合致しているのか確認のうえ、消防計画書の備え付けと職員への周知が望まれる。</p>	

### (3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】	
<p>入所時に、子どもや保護者からの聞き取りと必要に応じて学校・保育所・幼稚園等への確認を行い、感染症の有無や可能性を把握している。</p> <p>また、体調不良の子どもは必ず嘱託医による健康診断やコロナの抗原検査を実施している。感染症の予防のため、入所後の3日間は食事と睡眠のみを個室対応としている。入所後は毎朝、検温と体調の確認を実施し、手洗い・うがい・マスク使用の徹底を図っている。「感染症への対策」などのマニュアルを作成し、職員への周知を図っている。</p>	

### 7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>生活援助マニュアルを作成し、子どもの行動観察と行動診断等を踏まえた生活援助の基本的な考え方を示している。リスク管理についても緊急時対応マニュアルを作成している。研修は実施していないが、職員にマニュアルの冊子を配布し、重要なものはラミネートにして職員室に置いて周知している。毎年、対応方針や手順に不都合が生じた場合の他に、年1回定期的にマニュアルの見直しを行っている。</p> <p>なお、新任職員への研修を実施していないため浸透が不十分であることから、各種マニュアルの研修など運営・業務に関する対応方針や手順等の浸透を図る取り組みが望まれる。</p>	

[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>3年前の第三者評価受審結果を受けて、下着の貸与から支給へ、緊急連絡先のラミネート作成、幼児向けの入所しおり作成、退所児に対するアンケートの実施、観察会議の実施などの改善を図っている。また、課内会議や引継ぎの際に、行事などの反省を実施し、次回に活かしている。さらに、支援や援助方法に課題があれば、その都度話し合いを行い改善を図り、申し合わせ事項としてまとめ実践につなげている。</p> <p>なお、定期的な自己評価を実施していないため、毎年、自己評価を実施しPDCAサイクルに基づく質の向上に向けた取組みが望まれる。</p>	

## IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

### 1 アセスメントの実施

#### (1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

受理会議の結果や児童福祉司からの情報提供を受け、入所前か入所当日に子どもの家庭等に関する情報は把握でき、職員間で共有している。

また、心理判定員が子どもと面接し、聞き取った内容は一時保護所に伝えられている。開始時に必要な情報が得られない場合には、児童福祉司が学校・病院・児童家庭センターなど子どもが利用していた関係機関と連絡を図り情報を得ている。アレルギー・ワクチンは、子どもや保護者から聞き取り、母子手帳や学校・保育所などで確認を行っている。

[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

児童福祉司や心理判定員と連携を密にして、児童福祉司が学校・保育所・幼稚園・要保護児童対策地域協議会・民生児童委員など子どもの関係機関から得た情報や心理判定員による子どもとの面接、心理検査から得た診断等をもとに、3パート会議（一時保護所・児童福祉司・心理判定員）を行い、総合的なアセスメントや援助方針を話し合っている。また、児童相談所情報管理システムにより児童福祉司や心理判定員の記録や一時保護所の行動観察がパソコンで共有化されているため、リアルタイムで情報の共有化が図られている。

しかし、虐待の影響による症状が出ている場合、生活の中での治療を第一に実施できる体制はできていない。

### 2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

集団生活での対応を基本としており、完全な個別ケアは行っていない。集団に入れない子どもは、観察会議で話し合って必要に応じて援助方針を作っている。また、自傷行為を繰り返す子どもについては、「一時保護所個別支援実施要領」にある個別支援計画表を作成している。児童福祉司や心理判定員と協議して、面会・電話・手紙等への対応を個別に決定している。

なお、全ての子どもについて一律のケアではなく、一人一人の子どものニーズや課題に応じた個別支援に基づくケアの実施が望まれる。

[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

毎日の引継ぎで、子どもの問題行動の背景を話し合い、児童福祉司の子どもの家庭や成育歴などの情報から理解を図っている。過剰適応から不適切行動(ためし行動)への変化などの状況に応じて引継ぎや観察会議で話し合い、援助指針の見直しを図っている。援助方針会議前に児童福祉司・心理判定員と一時保護所職員の3パート会議で児童の状況や問題点の検討を行い、援助方針が円滑に決定できるように調整を図り、必要のない長期の一時保護にならないようにしている。

### 3 子どもの観察

#### (1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

心理判定員が担当の子どもと週に1～2回定期的に面会を行っている。一時保護所では、子どもからの要望や職員が必要と認めた時にのみ居室で子どもと面談を行っている。あらゆる生活場面で行動観察を行い、ケース記録に残し、引継ぎを行っている。

また、児童相談所情報管理システムにアップロードして児童福祉司や心理判定員と相互の情報共有を図っている。さらに、夜間補助員や学習指導協力員も子どもの状況を記録し職員に引継ぎを行い、職員がケース記録に残し全員で共有し行動観察に活かしている。

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>観察会議は2週間に1回開催している。人員配置の関係で週1回の開催は困難なことから、毎週その時点での子どもの状況や方針等を記載した一時保護台帳を回覧する(簡易観察会議)ことで観察会議に替えている。観察会議に児童福祉司や心理判定員の参加はないが、日々の行動観察や観察会議の記録を児童相談所情報管理システムに隨時アップロードしているため情報共有が図られ、それらを基に3パート会議で援助方針について協議している。</p> <p>なお、会議による話し合いを通じて子どもの変化に伴う様々な課題や精神面の発見や気づきが得られるよう、週1回の観察会議を開催することができる人員体制の整備が望まれる。</p>	

## 1 開始手続き

### (1) 保護開始に関する支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>「問題行動の予防と介入」などのマニュアルを作成しており、入所してくる子どもの種別に応じて感染症や病気の支援、法令遵守や性格行動のフォローなどの指導や支援をしている。入所児全員に対する月1回の嘱託医の健康診断を実施し、必要に応じて専門医の受診を行い健康管理に努めている。入所前の情報から事前に準備し、入所時に日用品や下着・衣類等を支給又は貸与している。緊急入所に備え各種サイズの下着や衣類を準備している。</p> <p>なお、学校などの関係機関との連携による支援は行えていないため、子どもの学業継続のための連携を図ることが望まれる。</p>	

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】	
<p>学校のワークブックや教科書は基本的に一時保護所で準備しているものを使用しているが、該当するものがいる場合は例外的に記名のうえ所持を認めるケースがある。また、ぬいぐるみや毛布など愛着のあるものの所持を試行的に認め、試行の結果を踏まえて今後検討することにしている。所持物は「児童所持物調査」に記載し、一時保護所の倉庫や貴重品は金庫で保管している。子どもが所持すべきものは保護者へ返還している。</p> <p>ワークブックや教科書、愛着物などを例外的に所持を認めているものの、一時保護中の私物の所持を一律に認めていないため、子どもの福祉を損なう恐れがあるもの以外は可能な限り所持できるよう検討することが望まれる。</p>	

## 2 解除手続き

### (1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】	
<p>一時保護所に入所する場合、「社会調査」や「心理検査」とともに、一時保護所から子どもの様子と支援方針を記載した「行動観察と評価」を児童福祉司を通して送付している。また子どもの移送時に一時保護所の職員も同行して口頭で詳細の説明を加えるように努めている。里親委託では、複数回の外泊・外出や面会を実施し、時間をかけて丁寧にマッチングを行ったうえで、「食事の好み、排泄などの日常生活」について任意様式にまとめ、養育が円滑に行えるように伝達している。家庭引き取りでは、児童福祉司から家族や学校へ子どもの変化や解決していくべき課題等を伝えている。</p>	

## [No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

第三者評価結果

a

## 【コメント】

子どもの所持物は、本所で児童福祉司から返還を行っている。危険物や子どもが所持すべきでないものは保護者へ直接へ返還している。それ以外の所持物は、小学生以上の子どもに対しては保護者の立ち会いのもとで本人に返却している。幼児については全てを保護者に返却している。返却に際しては、所持物調書のコピーに保護者から受領のサインをいただき、上司の決裁を受けている。触法事件に関する盗品などは入所前に警察が証拠品として押収しているため、子どもが所持てくるケースはない。